

## 入札心得

### (競争入札の参加者の資格)

第1条 競争入札には、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者は参加することができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、3年を上限として定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とする者もまた、同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### (建設工事に係る競争入札参加者の資格)

第2条 建設工事に係る競争入札に参加する者は、前条第1項及び第2項に該当しない者で、かつ、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 2年以上工事請負業に従事していること。
- 二 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 三 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な工事を除く。）にあつては、同法第2条第3項に定める建設業を営んでいること。

### (入札保証金)

第3条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次の各号に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- 一 政府の保証のある債券
- 二 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 三 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- 四 その他管理者が確実と認めた担保

- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
- 一 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定及びその例による金額
  - 二 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
  - 三 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
  - 四 その他管理者が确实と認めた担保 別に定める額
- 4 入札保証金は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。
- 5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は青森地域広域事務組合に帰属する。

（入札等）

- 第4条 入札に参加しようとする者は、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案、現場等について疑問点があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、提出しなければならない。
  - 3 入札者は、提出した入札書を差替え又は撤回することができない。
  - 4 入札者の代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
  - 5 入札者又は代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
  - 6 入札は、公告又は通知書によりあらかじめ指定された場合を除き、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

- 第5条 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、別に定めがある場合を除き、当該入札書を提出するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- 2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。
  - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第6条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札に参加する者は、同一の入札における他の参加者と、入札金額又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

（入札の中止等）

- 第7条 不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札の参加資格のない者がした入札
- 二 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- 三 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- 四 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- 五 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者がした入札
- 六 その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第9条 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該落札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第10条 落札者は、契約を締結するまでに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- 一 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券
- 二 銀行若しくは管理者が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 三 その他管理者が確実と認めた担保

(契約書の取り交わし)

第11条 落札者は、落札決定の翌日から5日以内に契約を取り交わさなければならない。ただし、契約締結延期の承認を受けたときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失う。

(連帯保証人)

第12条 落札者は、事務局長又は消防長が連帯保証人の必要があると認める契約を締結する場合は、自己と同等以上の資格及び能力を有する連帯保証人を立てなければならない。

(契約書の提出部数)

第13条 落札者は、契約書を2通（連帯保証人を置く場合は、3通）契約担当者に提出しなければならない。